# サービス管理責任者等の研修制度 の見直しと平成31年度から 愛知県で実施する研修について

### サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について(現行)

#### (基準)

- □ サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
  - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人 ※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
  - ・グループホーム・・・ 利用者30人:1人
    - ※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 〇 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

#### (経緯)

- 〇 サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から 個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任 者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

#### (現状)

〇 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、 児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

#### 【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

一部講義及び演習は分野別に実施

#### 実務経験

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)。



「相談支援従事者初 任者研修(講義部 分)」の一部を受講

(11.5h)



研修の修了

「サービス管理責任者 研修」「児童発達支援 管理責任者研修」を受講 (19h)

サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責 任者として配置

### 現行

### サービス管理責任者の実務経験

	業務の範囲	業務內容	実務経験 年数	特区 大阪・埼玉
障害者	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、 助言、指導その他の支援 を行う業務、その他これ に準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者(包括支援センター含む)		
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	5年以上	3 年以上
の保健		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
医療、		特別支援教育(盲学校・聾学校等)における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
福祉		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
祉就労	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに 介護に関する指導を行う 業務、その他職業訓練、 職業教育に係る業務、動 作の指導・知識技能の付 与・生活訓練・訓練等に 係る指導務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		
`		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	10年以上	5年以上
の分野		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
におけ		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
教育の分野における支援業務	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 1 による業務に 3 年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)	3年以上	3年以上

※1国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、規能訓練士、義肢装具士、歯科衛生 士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

### 児童発達支援管理責任者の実務経験

現行

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
		施設等において相談支援業務に従事する者(包括支援センター含む)		
	①相談支援業務 自立に関する相談に 応じ、助言、指談に の他の支援を行う享 務、その他これに準 ずる業務	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	5年以上 (かつ老人福祉施設・ 医療機関等以外での実	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	務経験が3年以上)	
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
障害者(身体上若 しくは精神上の障		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
害があること又は環境上の理由によ		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
り日常生活を営むのに支障がある者)又は児童・障	②直接支援業務 入治、排せつ、食事 その他の介護を行い、 並びに介護に関する 指導を行う業務、そ の他職業訓練、職業 教育に指導・知識技能 の付与・生活訓練・ 訓練等に係る指導務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		
害児(児童福祉法 第4条第1項に規定 する児童)の保健、		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	10年以上	
医療、福祉、就労、 教育の分野におけ る支援業務		学校に従事する者	(かつ老人福祉施設・ 医療機関等以外での実	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	† 務経験が3年以上)   	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上 (かつ老人福祉施設・ 医療機関等以外での実 務経験が3年以上)	
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者 (国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)	老人福祉施設・医療機 関等以外での実務経験 が3年以上	

※1国家資格等とは、医筋、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修 を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
  - ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任 者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
  - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。

.....

OJIT

可能

-部業務

- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の 一部業務を可能とする等の見直しを行う。
  - ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

#### 現行

サービス管理責任者 実務要件

児童発達支援管理 責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を受講(11.5h) 

サービス管理責任者等研修共通 講義及び<u>分野別</u>演習を受講(19h)

ービス管理 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

#### 改定後

### 【一部緩和】

サービス管理責任者 実務要件

児音発達支援管理 責任者実務要件 段階から、基礎研修の受講可

#### 【改定】基礎研修

T

相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を受講(11h)

サービス管理責任者等研修(統一) 研修講義・演習を受講(15 h) ......

### 【新規創設】

サービス 管理責任者等 実践研修 (14.5h)

#### サービス管理 責任者 児童発達支援

管理責任者 として配置 ※5年毎に受講

サービス 管理責任者等 更新研修 (6h程度)

【新規創設】

#### (注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある 又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

## 研修の位置付け

#### 基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五) 指定障害以入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)

(従業者)

- 〇指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。
- 〇児童発達支援管理責任者 一以上

#### 告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九二九厚労告五四四) 障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成二四・三・三〇厚労告二二七)

#### 実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・ 教育の分野における直接支援・ 相談支援などの業務における実 務経験(3~10年)



## 「相談支援従事者初任

者研修」講義部分を修了 (11.5時間)

## 研修の修う

「サービス管理責任者研 修」を修了 (19時間)

#### 通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

〇サービス管理責任者研修

〇児童発達支援管理責任者研修



都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリ キュラム以上の内容で実施する。

## 国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

			H28	H29	H30	H31	H32	H33
	告	示等改定		告示等改定				
		現行研修	Point 旧カリキュラム					
サービ	国 研 修	基礎研修		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキ 伝達		新カリキ Point	
-ビス管理責任者等		実践研修 (更新研修)			新カリキ 伝達		新カリキ Pointst	
仕 者 等	都	現行研修	旧カリキ	・ュラムによる研 (分野別研修)	修実施			
	都道府県研修	基礎研修				新カリキ.	ュラムによる研( (統一研修)	多実施
	11含	実践研修 (更新研修)				新カリキ	ュラムによる研( <mark>(統一研修)</mark>	多実施

### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

相	時間数	
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律及び児童福祉法の 概要並びに相談支援従事者の役割に関す る講義	6. 5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
	승計	11.5h
	共通講義及び分野別演習(現行)	時間数
	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
講義	アセスメントやモニタリングの手法に関する 講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
	合計	19 h

基礎研	時間数	
	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
講義	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
	合計	11h
	基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)	時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢	7. 5h
<b>百円 学</b> 发	とサービス提供のプロセスに関する講義	7. 311
演習	とサービス提供のプロセスに関する講義 2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7. 5h

### 新設

	時間数	
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6. 5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2. 5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3. 5h
	合計	

講義 1 障害福祉の動向に関する講義		1h
講義· 演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5 h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパー ビジョンに関する講義及び演習	7 h
	슴計	13 h

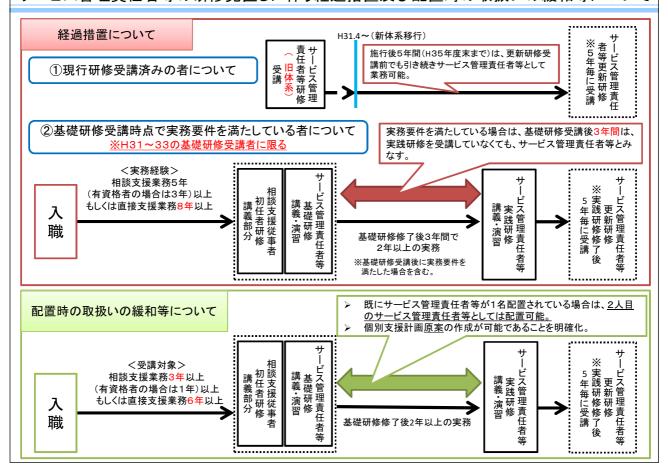
更新研修

※1 更新研修については、平成31年度から実施

※2 当面は1及び2もしくは1及び3の項目のみの実施でも可とする

※ 実践研修は平成31年度の2年後より実施

### サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



# まとめ

# 平成31年度から愛知県で実施する研修

## 基礎研修

【愛知県が指定した指定事業者が実施】

- ・基礎研修は、実務経験を満たす2年前から 受講可能(サビ管として配置するためには実 務経験を積んで実務要件を満たす必要あり)。
- ・平成31年度から当面の期間は、実務経験を満たしていれば基礎研修修了時点で、サビ管(みなし)として配置可能。【経過措置】

# 更新研修

【愛知県が直接実施】

- ・平成30年度までに現行のサビ管・児発管研修を修了した者は平成35年度末までに全員 受講が必要。※当面<u>1日程度の研修</u>で実施される予定。
- ・以後、5年ごとの研修受講が必須化。

## まとめ

## 補足事項

- ①平成30年度までのサービス管理責任者研修の修了者は共通カリキュラムの修了者とみなし、全分野のサービスに従事可。
- ※更新研修の受講の有無は問わず、平成31年度からは実務要件を満たせば、全分野のサービスに従事することが可能になる。
- ②実務経験については、直接支援業務については、2年緩和される(ex.直接支援10年⇒8年)。※一部要件緩和
- ③実践研修については、サビ管みなし配置(基礎研修修了時点で実務要件を満たしていればサビ管として配置可能)の経過措置終了までに実施する予定。

## 研修申込

今まで行っていた市町村推薦による申込は取りやめ。

基礎研修・更新研修とも直接研修実施者に申し込みを行う。

- ※研修開始時期等は愛知県障害福祉課のホームページ等で周知。
- ※事業者等への周知については引き続き市町村の協力を依頼する。

## まとめ

## 要件緩和等

実務要件の業務区分	サビ管・児発管として必要な経験年数	基礎研修受講可能な経験 年数
相談支援業務	5年	<u>3年</u>
直接支援業務	8年	<u>6年</u>
有資格者による 相談・直接支援	5年(3年)	<u>3年(1年)</u>

# 猶予措置の廃止

・「サビ管・児発管として配置される者で、実務経験者であるものについては、事業開始から1年間は研修修了しているものとみなす」という規定は<u>平成31年3月31日で廃</u>止される。⇒今後は事業開始前に研修を修了している者を配置する必要あり。